平成２４年（フ）第４１８号
神奈川県秦野市南が丘２丁目２番地２―504
破産者　中村　栄美
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４５６号
神奈川県厚木市温水1987―28、住民票上の住所神奈川県海老名市河原口927番地の４
破産者　川邉　雅夫
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１３８号
新潟県阿賀野市岡山町７番38号
破産者　熊倉　武夫
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第３８４号
滋賀県守山市今浜町2620番地63
破産者　大野　孝夫
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９号
滋賀県長浜市相撲町1642番地６
破産者　松田　好子
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第７４号
広島市中区江波二本松１丁目15番14―201号、開始決定時の住所広島市中区東白島町10番20―302号
破産者　栗坂　信洋
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４３５号
広島市東区牛田新町３丁目７番42―202号
破産者　丸見　朱実（旧姓中島）
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７３９号
広島市西区新庄町８番６号
破産者　今福　　浩
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６６８号
高知市春野町平和214番地
破産者　刈谷　　等
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３１３号
長崎県長崎市かき道６丁目１番１―507号、旧住所長崎県長崎市つつじが丘１丁目13番13号
破産者　荒木　光男
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４３号
長崎県長崎市平野町23番７号　大塩ビル402、旧住所長崎県長崎市上野町17番３号
破産者　佐々野隆則
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
大分市大字城原370番地の２
破産者　中野　貴浩
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４８８号
沖縄県糸満市字潮平707番地の１　オーブヴェルトゥス301号室
破産者　城間　朝榮
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４８９号
沖縄県糸満市字潮平707番地の１　オーブヴェルトゥス301号室
破産者　城間百合子
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５０１号
沖縄県那覇市字安次嶺８番地３　ダンデライオンヒルⅡ４―Ｃ
破産者　國吉　芳昭
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続終結

平成２２年（フ）第４７１号
奈良県北葛城郡広陵町大字古寺481番地１
破産者　株式会社山七製作所
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４１２号
奈良県御所市大字今城38番地
破産者　光誠製薬株式会社
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４１３号
奈良県大和高田市大中東町２番24―403号
破産者　有限会社ウィズダム
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第６８５号
広島県廿日市市串戸２丁目３番17号
破産者　アイ・エス・ヒロメン株式会社
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部